

NPO 法人西東京臨床糖尿病研究会 間接事業

薬剤師糖尿病指導研究会規約

第一章 名称及び事務局

1. 名称

本会の名称を薬剤師糖尿病指導研究会とする。

2. 事務局

本会の事務局は、〒181-0013 東京都三鷹市 かの内科に置く。

T E L 0422-40-5022

第二章 目的及び事業

1. 目的

本会は、医薬分業がますます推進する医療環境において、多数インスリンや新たに発売となった糖尿病の薬剤に関する処方箋が調剤薬局に回っている。そこで糖尿病薬に関する服薬指導ができる薬剤師を育成することを目的とする。

2. 事業内容

本会は、目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 講演会等の開催
- 2) 会員の学識及び技能等の向上に関する事業
- 3) その他、本研究会の目的にかなう事業

第三章 会員、役員及び役員会

1. 会員

本会の会員は多摩地区の医療機関等に勤務する薬剤師を対象とする。但し本会の趣旨に賛同した医療従事者はこれに限らない

2. 役員

1) 本会は下記の役員を置く

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 代表世話人 | 1名 |
| (2) 世話人 | 若干名 |
| (3) 監事 | 若干名 |
| (4) 会計 | 2名 |

2) 役員任期は2年とし、再選を妨げない

3. 役員会の開催

代表世話人は定例役員会を年1回開催する。ただし、必要の場合は臨時招集が出来るものとする。

4. 役員会の役割

役員会は、以下の事を協議し、決定する。

- 1) 本会の規約の改定について
- 2) 研究発表会の開催、代表世話人の選出
- 3) その他、本会の組織・運営にかかわる全ての事項

第四章 運営及び会計

1. 運営

- 1) 本会の運営は、事務局で行う
- 2) 本会に係る費用は会費、参加費及びその他の収入をもってこれにあてる

2. 会計

- 1) 会費、参加費は、別途徴収する。
- 2) 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とし、会計報告を年1回行う
- 3) 余剰金が発生した場合、次年度に繰り越す

第五章 附則

本規約は2010年12月1日より実施する
本規約は平成2011年7月1日に改定・実施する